東京医科歯科大学病院における外国歯科医師が行う
臨床修練に関する規則

（平成１６年　４月　１日
規則第２３１号）

（趣旨）
第１条　この規則は、外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第１７条及び歯科医師法第１７条の特例等に関する法律（昭和６２年法律第２９号）に基づき東京医科歯科大学病院（以下「本院」という。）において、外国歯科医師が行う臨床修練について必要な事項を定めるものとする。

（委員会）
第２条　臨床修練の円滑な実施を図るため本院に東京医科歯科大学病院外国歯科医師臨床修練委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）
第３条　委員会は、次の事項を審議する。
(1) 受入体制の整備計画、受入計画、臨床修練計画の策定
(2) 受入れに関する事項
(3) 臨床修練の実施にかかる条件整備
(4) その他臨床修練に関する事項

（組織）
第４条　委員会は、次の委員をもって組織する。
(1) 各診療科並びに基盤診療部門の教授及び准教授のうちから若干名
(2) 各診療科及び基盤診療部門の臨床修練指導歯科医のうちから若干名
(3) 事務部長
２　前項第１号及び第２号の委員は、首席副病院長が委嘱する。
３　前項の任期は２年とし、再任を妨げない。
４　第２項により委嘱する委員の任期の末日は、当該委員を委嘱する首席副病院長の任期を越えないものとする。
５　第２項により委嘱する委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）
第５条　委員会に委員長を置き、前条第１項第１号の委員のうちから首席副病院長が委嘱する。

（委員以外の者の出席）
第６条　委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（臨床修練指導歯科医）
第７条　臨床修練指導歯科医（以下「指導歯科医」という。）は、外国歯科医師の受入れに関し受入計画案、臨床修練計画案を作成するとともに、その実施の指導監督にあたるものとする。
２　指導歯科医は、臨床修練を行う上で問題が生じたときは、委員会に報告しなければならない。

（総括臨床修練指導歯科医）
第８条　病院長は、指導歯科医のうちから１名を総括臨床修練指導歯科医（以下「総括指導歯科医」という。）として指名する。
２　総括指導歯科医の任期は１年とし、再任を妨げない。
３　総括指導歯科医は、各指導歯科医が作成した受入計画案、臨床修練計画案及び外国歯科医師の受入れの可否に関し関係各部門と調整の上、委員会に提案するものとする。
４　総括指導歯科医は、委員会で決定された臨床修練計画等に従って適切な臨床修練が行われるよう関係各部門の長と協議するとともに、指導歯科医を指導するものとする。

（外国歯科医師の給与）
第９条　臨床修練中の外国歯科医師が行う診療に対しては、報酬を支給しない。

（規則の遵守）
第１０条　臨床修練外国歯科医師は、東京医科歯科大学が定める諸規則を遵守しなければならない。

（損害賠償等）
第１１条　臨床修練外国歯科医師は、本人の故意又は過失により、医療過誤を生じさせた場合又は施設、設備等を損傷させた場合は、法令の定めるところにより損害賠償等の責任を負うものとする。

（臨床修練証明書）
第１２条　臨床修練を行った外国歯科医師が真摯に研修し、十分な研修成果を挙げた旨の指導歯科医の報告があったときは、委員会で一定の審査を行った上で適当と認めた外国歯科医師に対し病院長は厚生労働大臣の証明を添えて臨床修練証明書を発行するものとする。

（報告）
第１３条　病院長は、毎年臨床修練の実施状況の報告書を厚生労働大臣に提出するものとする。その報告書には、委員会に報告された業務報告書等を添付するものとする。

（事務）
第１４条　委員会及び臨床修練に関する事務は、病院事務部総務課において処理する。

附　則
この規則は、平成１６年４月１日から施行する。
附　則（平成１９年３月６日規則第３号）抄
（施行期日）

１この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（令和３年９月２２日規則第９３号）

この規則は、令和３年１０月１日から施行する。